

2022年
法改正対応

育児介護休業規程 育児介護労使協定

2022年4月、10月に、改正育児介護休業法が2段階で施行されます。今回の改正では、会社の実情に沿って、規定を決める必要があります。



びいずろうむでは、個別にコンサルティングをさせていただき、オリジナルの育児介護休業規程、育児介護労使協定の作成をいたします。

1つでも知らない言葉がある会社様、是非びいずろうむにご相談ください

キーワード ⇒ **産後パパ育休、複数回の育休取得
職場環境整備、個別支援**

Aプラン 6万円（顧問先様は**5万2千円**）

コンサルティング+コンサルティング内容を反映した弊社作成の育児介護休業規程、
労使協定のご提供

Bプラン 10万円（顧問先様は**9万2千円**）

コンサルティング+御社既存の育児介護休業規程、労使協定にコンサルティング内容を反映。

★御社で実現可能な、「**助成金・認定を取得するのに有利な、法定を上回る措置**」
もご提案します。

★すべてのコースに **申出書・取扱通知書等付随様式**（20点）をお付けします。

※ 上記プランには、労基署への届け出も含まれます。御社で届け出される場合は上記金額から3,000円マイナスします。

※ Bプランにて、事業所別に育児介護休業規程がある場合は、事業所ごとの違いに応じて、別途ご請求をする
可能性があります。

◆ スケジュール（例） ◆

9月上旬～中旬 育児介護休業コンサルティング

9月中旬 改正版の育児介護休業規程、労使協定の作成

9月下旬 労基署届出



お問い合わせ先：社会保険労務士法人びいずろうむ
tel 052-753-4866 info@b-z.jp